

令和3年度 立川市「地域密着型サービス事業者公募」に関する質問と回答

01 今回の指定に関しましては小規模多機能型居宅介護＋訪問看護の予定で考えていますが、訪問看護との委託契約等により、一体的にサービスを提供する場合において立川市として何か基準はありますでしょうか。

- この度の公募の要項において、複数の事業者による共同応募は認めておりません。

02 低所得者の負担軽減に配慮することと記載してあるが生活保護受給者のご利用について立川市としては検討していますでしょうか？

- 生活保護受給者の利用については、生活保護法等に基づき生活保護を所管している部署の担当者が個別に判断します。

03 負担限度額適用等については現行では小規模多機能系サービスは非該当になっていますが、立川市として次年度以降、検討の可能性はありますでしょうか？

- 介護保険法において、以下の指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービスに対して特定入所者介護サービス費を支給することが定められており、負担限度額の適用も同様です。

指定介護福祉施設サービス

介護保健施設サービス

介護医療院サービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

短期入所生活介護

短期入所療養介護

- 食事費及び居住費又は滞在費に対する補助制度を新設する予定はございません。

04 法人概要の⑨指導検査結果通知とは具体的に何をさしますでしょうか？

- 東京都、立川市及び他の自治体を実施した実地指導検査の結果通知を指します。